

(規 60～61)

団・運賃

営 業 規 則

第 3 章 旅客運賃・料金

第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第 60 条 第 35 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引をします。

(1) 学生団体

イ 学生・生徒・児童・幼児および青年学級生

大人 30 パーセント割引、小児 30 パーセント割引

ロ 教職員・付添人および旅行者 30 パーセント割引

(2) 普通団体

	輸 送 機 関	割 引 率
第 1 期	7 月 21 日から 8 月 31 日まで	10 パーセント
	10 月 1 日から 11 月 10 日まで	
第 2 期	第 1 期以外の日	30 パーセント

2 団体旅客に対しては、次に掲げる人員を無賃とします。

普通団体で 31 人以上 50 人まで 1 人とし、51 人以上のときは、50 人までを増ごとに 1 人を加える。ただし、座席指定する列車を利用する団体旅客については、100 人までごとにうち 1 人

3 団体行程中の乗車日のいずれかが、第 2 期に該当する場合は、第 2 期の割引率を全行程に適用します。

(団体旅客運賃の計算方)

第 61 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとします。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当たり大人普通旅客運賃から、割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とします。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当たり小児普通旅客運賃から、割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とします。

(3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に前各号によって算出した額を合計したものとします。

2 前項第 1 号の場合、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にするごとに、同号の規定を適用します。

(規 62～63)

団・運賃

営 業 規 則

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)

第 62 条 第 40 条の規定による条件で運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員（第 60 条第 2 項に規定する人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員（大人・小児別に責任人員つけられている団体については、大人・小児別の不足人員）とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を収受します。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人 1 人を小児 2 人に、また小児 1 人を大人 0.5 人にそれぞれ換算（換算人員の合計に 1 人未満のは数が生じたときは、その数は切り捨てる。）して、不足人員から差し引いて計算します。

- (1) 客車専用扱団体または大人および小児の責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員。
- (2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、新たに小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員。

(団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第 63 条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算については、旅客が第 41 条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間およびその不乗区間のキロ程を算出します。